

ふるさと納税管理業務委託プロポーザル評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市ふるさと納税管理業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第5項の規定に基づく評価委員会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、実施要領において使用する用語の例による。

(設置)

第3条 大和市ふるさと納税管理業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザルにおける参加者の企画提案の評価をするため、ふるさと納税管理業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 参加者の企画提案を評価し、評点が上位第1位の参加者を最優秀提案者、上位第2位の参加者を次点提案者として選定すること。
- (2) その他企画提案書の評価実施にあたり必要と認める事項

(組織)

第5条 委員会は、下記の者を構成員として組織する。

- (1) 政策部長
- (2) 政策部政策総務課長
- (3) 政策部財政課長
- (4) 政策部総合政策課長
- (5) 政策部デジタル戦略課長
- (6) 市長室広報課長
- (7) 市民経済部産業活性課長

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、政策部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 議決を必要とするときは出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の責務等)

第8条 委員は、公正かつ公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員及び事務局員はその職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、大和市政策部政策総務課に置く。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日から施行する。
- 2 この要領は、第 4 条に規定する事項の処理が完了した日をもってその効力を失う。